

## 現場説明書(作業道 測量設計業務)

1 業務名 令和2年度 林業大学校林業専用道測量設計業務

2 業務場所 木曾郡 木曾町 新開 黒川

### 3 公告・入札事項について

#### (1) 入札について

応札者は、現場及び縦覧中の契約書(案)、入札公告〔共通事項〕、入札心得、設計図書、長野県林業土木調査等業務仕様書(平成19年5月制定、最終改正令和2年11月1日適用。以下「仕様書」という。)並びに現場説明書をよく確認の上、入札を行なってください。仕様書に対する特記及び追記事項は、現場説明書により明示します。

#### 【長野県ホームページでの各図書等の掲載場所】

◎契約書(案)、入札公告〔共通事項〕、入札心得等

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/consul.html>

◎仕様書

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#itakushiyosyo>

#### (2) 入札時の内訳書提出について

業務費内訳書に添付されている「科目内訳書」及び「単価表」の提出は、不要です。

#### (3) 主任技術者(管理技術者)の配置について

主任技術者(管理技術者)は、入札公告のとおりです。

#### (4) 担当技術者について

受注後、担当技術者を定める場合は、仕様書第10節等「担当技術者」により、氏名等を記載した書面を監督員に提出してください。

なお、担当技術者は、3名までとします。

ただし、測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければなりません。担当技術者を配置する場合は、業務計画書等で役割を明確にするとともに、打合せや検査時に同席してください。

#### (5) 照査技術者の配置について

必要

ア 照査技術者は、入札公告のとおりです。

イ 受注後、本業務における照査は、仕様書の「照査」に示す各段階で実施してください。

また、照査により作成した資料は、仕様書に規定する「報告書の作成」に含めて提出してください。

ウ 本業務において、照査技術者は、管理技術者を兼ねることが出来ません。

不要

### 4 一般事項

#### (1) 実施場所

本業務の実施場所は、2 業務場所のとおりで、別添「位置図」に示すとおりです。

#### (2) 土地の立ち入りについて

受注者は、業務のために第三者の土地に立ち入る際は、仕様書第1章17節等に基づき発注者より貸与された身分証明書を携帯してください。

作業に伴う土地の立ち入りや支障となる植生の伐開等は、地権者の承諾を得た後に行ってください。伐開は、必要最小限に留め、刈払った草木等は付近に整理し、トラブルが無いように留意してください。

また、地権者等の了解を得た内容は、業務計画書に記載してください。その他の土地の立ち入りに関する

条件は、次のとおりです。

有り

無し

(3) 業務委託における再委託の適正な執行について

業務委託は、契約書及び仕様書において、主たる部分の再委託禁止や、軽微な部分以外の再委託の制限が規定されています。平成21年4月1日より、発注者の承諾が必要な部分を再委託しようとする場合は、「再委託の承諾申請書」を発注者に提出し、その承諾を得る必要があります。

なお、様式は、長野県公式HPの次のアドレス

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gi.jukan/infra/kensetsu/gi.jutsu/saiitaku.html> の下段に掲載しています。

(4) 業務妨害等の被害対策について

入札時あるいは、受注後の業務において、暴力団等の不当介入や業務妨害等の被害を受けた場合は、直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに警察に提出してください。

(5) 完了検査について

適正な検査を実施するため、検査補助員を配する検査及び複数日検査を実施する場合があります。

## 5 契約書関係について

(1) 第16条関係

第1項に規定する貸与品等は、次のとおりです。

有り

無し

(2) 第19条関係

第1項に規定する委託業務の内容変更は、原則として変更契約締結後に実施することになりますが、監督員の書面による指示により先行して実施していただくことがあります。

(3) 第23条関係

本条を適用して履行期間の延長承認を受けようとする場合は、詳細な裏付資料を添付してください。

(4) 第38条関係

指定部分に関することは、次のとおりです。

有り  無し

|         | 業務内容 | 種別 | 提出部数 | 備考 |
|---------|------|----|------|----|
| 指定部分    |      |    |      |    |
| 引渡し予定期限 |      |    |      |    |

(5) 第54条関係

本条に規定する火災保険、その他の付保条件は、次のとおりです。

有り  無し

## 6 委託業務の実施について

(1) 業務実績情報 (TECRIS) の作成及び登録は、仕様書の「提出書類」により作成し、監督員の確認を受けた後、登録申請してください。

(2) 電子納品及び情報共有について

「林務部における電子納品に係る実施要領」及び【別記3】委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書により実施してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/rinmu.html>

(3) 業務内容について

設計図書に記載された業務内容は、仕様書に基づき実施し、これ以外に特記すべき内容は、以下のとおりです。業務に当たっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めてください。

ア 本業務委託における諸元は、次のとおりです。

積算条件(林道の規格等)について

|          |             |
|----------|-------------|
| 林道種類及び区分 | 林業専用道       |
| 設計速度     | 20 km/h     |
| 車道幅員(全幅) | 3.0m (3.6m) |

|      |             |
|------|-------------|
| 路肩幅員 | 0.3m        |
| 拡幅等  | 自動車道2級を準用する |
| その他  | 監督員との打合せによる |

イ その他の設計条件

業務費内訳書で明示していない積算使用条件は、次のとおりです。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 自動車下車地点～現場 徒歩時間 | 0分 |
|                 |    |
|                 |    |

ウ 打合せ

本業務における打合せの回数は3回とし、下記の段階での実施を予定していますが、現場条件の変化等により打合せの回数及び実施の時期が変更になる場合があります。

協議打合せ時期

- ・業務着手時1回（対面）
- ・中間打合せ1回（対面）
- ・成果品納入時1回（対面）

※協議時打合せは予め受注者が作成した協議打合せ資料を用いて行うこととし、管理技術者、主任技術者も同席してください。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、業務担当者は、「業務打合せ記録簿」を作成し、上記の打合せの都度、内容に関して、監督員と相互に確認してください。

(4) 変更契約額

設計変更に伴い算出する請負額は、次の請負比率により算出します。  
 (請負変更額) = (変更設計額) × (請負額) / (設計額) (万円未満切捨て)

7 適用図書について

(1) 適用図書は、次のとおりです。

なお、適用する図書が履行期間中に変更（更新）となった場合は、最新版を使用してください。ただし、監督員の承諾を得た場合、あるいは、指示を受けた場合はこの限りではありません。

(2) 市販されている図書は、原則受注者の負担で購入することを原則としますが、必要がある場合は、貸出するので監督員に申し出てください。下記以外の図書を適用する場合は、監督員の承諾を得てください。

(3) 開架されている図書の最終改定については、必ず各地域振興局行政情報コーナー等で確認の上、適用してください。

(適用図書)-

| 適用                                  | 図書名                       | 出版元 等   | 適用又は発行年月日   | 開架等の有無 |
|-------------------------------------|---------------------------|---------|-------------|--------|
| 技 術 基 準 関 係                         |                           |         |             |        |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 長野県林業土木調査等業務仕様書           | 長野県 林務部 | 令和2年11月1日適用 | 県HP    |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 長野県林業土木工事共通仕様書            | 長野県 林務部 | 令和元年8月1日適用  | 県HP    |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 林道必携 技術編                  | 林野庁     | 平成23年8月発行   | 市販     |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 林道設計積算上の細部基準              | 長野県     | 令和元年度版      | 貸出     |
| <input type="checkbox"/>            | 「災害に強い森林づくり指針」解説          | 長野県 林務部 | 平成20年1月公表   | 県HP    |
| <input type="checkbox"/>            | 治山事業設計指針                  | 長野県 林務部 | 平成31年1月1日適用 | 県HP※   |
| <input checked="" type="checkbox"/> | コンクリート標準示方書               | 土木学会    | 2017年制定 他   | 市販     |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 道路土工要綱                    | 日本道路協会  | 平成21年6月改訂   | 市販     |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 道路土工 軟弱地盤対策工指針<br>平成24年度版 | 日本道路協会  | 平成24年8月改訂   | 市販     |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 道路土工 盛土工指針 平成22年度版        | 日本道路協会  | 平成22年4月発行   | 市販     |

|                                     |                                  |                      |                    |    |
|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------|--------------------|----|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 道路土工 擁壁工指針 平成 24 年度版             | 日本道路協会               | 平成 24 年 7 月改訂      | 市販 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 道路土工 切土工・斜面安定工指針                 | 日本道路協会               | 平成 21 年 6 月発行      | 市販 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 建設発生土利用技術マニュアル(第 4 版)            | 土木研究センター             | 平成 25 年 12 月発行     | 市販 |
| <input type="checkbox"/>            | ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル 第二回改訂版 | 土木研究センター             | 平成 25 年 12 月発行     | 市販 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 建設副産物適正処理推進要綱                    | 国土交通省                | 平成 14 年 5 月改正      | 市販 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 防護柵の設置基準・同解説 改訂版                 | 日本道路協会               | 平成 28 年 12 月改訂     | 市販 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 車両用防護柵標準仕様・同解説                   | 日本道路協会               | 平成 16 年 3 月改訂      | 市販 |
| 設 計 積 算 関 係                         |                                  |                      |                    |    |
| <input type="checkbox"/>            | 治山事業(森林整備)調査等歩掛                  | 長野県 林務部              | 平成 27 年 10 月 1 日適用 | 開架 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 令和 2 年版<br>治山林道必携 調査・測量・設計編      | (一社) 日本治山治水協会・日本林道協会 | 令和 2 年 7 月発行       | 市販 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 林業土木事業設計単価表                      | 長野県林務部               | R 2. 10. 1 ~       |    |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 林業土木事業機械損料単価表                    | 長野県林務部               | R 2. 10. 1 ~       |    |

## 8 特に留意する事項について

### (1) 測量業務 (路線測量)

ア 本測量の基準となる既知点は、ありません。

| 既設の基準点・水準点名 | 標高(EL) | 備考 |
|-------------|--------|----|
| 該当なし        |        |    |

イ 光波測距儀を使用する場合は、起点測量時に方位磁石により磁北方向をゼロセットし、その方向に引照点を設定してください。

ウ 線形決定

(ア) 測点の始点及び終点は、監督員の現場での指示のとおりです。

線形は、地形図 (1/5,000) 上に現地調査で検討した資料を基に記入し、監督員と協議の上で、決定してください。

(イ) 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、詳細測量を行なってください。

エ I P 設置測量

(ア) I P の設置は、設計業務での線形決定事項を基に、事前に監督員の承諾を得て設置してください。

(イ) I P 点には引照杭を、仮水準点には保護杭を設けてください。

(ウ) 杭打ちが不可能な所では、固定物に打釘等を行い示すことも可能ですが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるようにしてください。

オ 中心線測量

(ア) 中心杭の間隔は、原則として 20m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置してください。

(イ) 杭打ちが不可能な所では、固定物に打釘等を行い示すことも可能ですが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるようにしてください。

カ 仮 BM 設置測量

仮 BM の設置は、監督員と協議の上、設置してください。

キ 縦断測量

縦断面図の縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/1,000 としてください。

ク 横断測量

(ア) 中心杭の間隔が短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとします。

(イ) 横断測量の縮尺は、S=1/100 としてください。

ケ 測点及び測量杭

測点は測量杭で (頭部分にラッカー等で、赤い着色を行った木杭縦 1.5cm×横 3cm×長さ 30cm) 作成し、測点番号を記入してください (協議により規格の変更可)。また、測量杭を設置したことが分かる

ように周囲に目印テープ等を併せて設置してください。

測量杭は原則県産材としてください。また、長野県県産間伐材供給センター協議会から発行される県産材産地証明書等を添付してください。証明書の発行は、次の地区協議会が行っています。

東信地区協議会 小諸市甲鞍掛4747（東信木材センター協同組合連合会内）

南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山5892-1（長野県森林組合連合会 南信木材センター内）

中信地区協議会 安曇野市三郷温4000（長野県森林組合連合会 中信木材センター）

北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配342-1（長野県森林組合連合会 北信木材センター内）

上記協議会以外の証明書を使用したい場合は監督員と協議してください。

複数の現場の測量杭を一括購入した場合は、任意の様式で作成した使用簿を添付してください。

使用簿については監督員と協議し作成してください。

県産材を使用できない場合は理由書を添付し監督員に協議してください。

## (2) 設計業務

ア 当該業務で設計する工種は、土工、路側構造物等を想定しています。工種の配置、数量、線形、種別等の詳細は、監督員と協議の上、決定してください。

イ 設計は、事業実施目的に合致し、必要な機能及び施設の耐久性を有した設計であると共に、維持管理、施工性及び経済性についても考慮した設計を行ってください。

ウ 適用図書、参考図書等からの出展根拠を明らかにし、報告書にその出典及び引用ページを明示してください。

エ 工事施工上、特に注意を必要とし、その内容を特記する必要がある場合は、設計図面に記入してください。

オ 擁壁の設計、施工計画に影響する借地関係、残土捨場の資料は、設計着手時に発注者から指示するので、これについて十分認識の上、作業を行なってください。

カ 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果は、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめてください。

なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定に当たっては、新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用し、検討してください。

新技術情報システム（NETIS）は国土交通省 <http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照してください。

キ 林道事業での数値基準は、「森林整備保全事業設計積算要領（治山林道必携（設計積算編））」〈参考基準等〉における「主要項目の数値基準等」により取りまとめてください。

数量計算は、「森林保全整備事業の請負工事における工事工種の体系化について」（平成20年4月3日付け19林野計第297号林野庁計画課長通知（行政情報センター等で開架中））に基づき作成してください。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語は、監督員と協議して決定してください。

ク 工区分けによる数量計算の有無について

有り

無し

## 9 成果品について

(1) 成果品の内容及び図面の規格、縮尺については、仕様書により作成してください。

(2) 成果品作成作業の留意点

ア 施設の設計内容は、8(2)設計業務 イの項目を満たしていなければなりません。

イ 適用図書、参考図書等の記載内容は、8(2)設計業務 ウの項目を明示してなければなりません。

ウ 工事施工上、特に注意を必要とし、その旨を特記する必要がある場合は、8(2)設計業務 エの項目を満たしていなければなりません。

(3) 図面の規格、縮尺等について

仕様書の「図面の縮尺」、「成果品」等を基に、監督員と確認の上、図面の作成をしてください。

## 10 契約変更

仕様書第2 3節等に示す以外の契約変更条件は、次のとおりとします。

有り

無し

## 11 定めがない事項

この現場説明書に定めがない事項、又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議してください。

### 【別記3】委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書

#### (電子納品)

第1 本業務は、電子納品対象業務とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、電子納品に係る実施要領等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

#### (情報共有)

第2 本業務は、情報共有対象業務とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

#### (要領・基準)

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「林務部における電子納品に係る実施要領」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

#### (着手時協議)

第4 着手時協議を必ず行ってください。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

#### (電子納品対象書類)

第5 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

| 書類名 | 備考 |
|-----|----|
|     |    |

#### (情報共有対象書類)

第6 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

| 書類名 | 備考 |
|-----|----|
|     |    |

#### (納品チェック)

第7 成果物の提出の際は、電子納品チェックシステム（国土交通HP [http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)）

によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

#### (業務完成図書の提出部数)

第8 本業務の業務完成図書の提出部数は、以下のとおりとする。

電子納品対象書類 電子媒体(CD-R・DVD-R) 2部(正・副)

#### <参考資料>

長野県林務部における CALS/EC について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/rinmu.html>

- ・林務部における電子納品に係る実施要領
- ・長野県が準用する要領・基準類
- ・林務部における情報共有システム実施要領
- ・協議チェックシート【業務用】